



埼玉県報

第 2896 号
平成 29 年(2017 年)
5 月 2 日
火曜日

目次

告示

- 包括外部監査契約に関する告示（改革推進課）
- インターネット時事情報利用に関する契約の相手方等の公示（情報システム課）
- 埼玉県次期給与管理システム構築基本計画策定業務委託に関する入札公告（情報システム課）
- 平成 29 年度埼玉県ふぐ調理師試験（食品安全課）
- と畜検査手数料の徴収事務委託（食肉衛生検査センター）
- 入間第二用水土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 新方領用悪水路土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分（建設管理課）
- 県道の路線名等の変更（道路環境課）
- 建築士の処分（建築安全課）
- ヘリコプターテレビシステム機上設備の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 平成 29 年度埼玉県労働委員会あっせん員候補者の氏名等の公示（審査調整課）

告 示

埼玉県告示第五百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十九年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 契約の相手方の氏名及び住所

土屋 文実男

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目十五番十六号千二百四

二 契約の期間の始期

平成二十九年四月一日

三 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、契約で定めるところにより概算払とすることができる。

告 示

埼玉県告示第五百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

インターネット時事情報利用 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課企画・研修担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目
15 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 時事通信社 東京都中央区銀座 5 丁目 15 番 8 号

5 契約金額

36,676,800円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
に該当

告 示

埼玉県告示第五百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県次期給与管理システム構築基本計画策定業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月20日（火）まで

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。なお、格付は提案書の提出時に取得している格付けによること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

(6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

た者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課システム指導・集中化担当 佐藤 電話048-830-2284（直通）
電子メールa2290-25@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月13日（火）午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月12日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月12日（月）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成29年6月13日（火）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年5月22日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価項目書の必須項目をすべて満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法により落札者の決定をする。

なお、技術評価項目書の項目等は別記「落札者決定基準」のとおりである。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉

県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年5月8日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Formulation of Basic Plan for Construction of a Salary Management System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:30 a.m., June 13, 2017

By registered mail or in person: 5:00 p.m., June 12, 2017

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2284

別記

落札者決定基準

大区分	中区分	小区分	項番	提案書記述内容の条件	必須	配点
1 基本事項						
	1 業務の全体像	1 目的と方向性	1	<ul style="list-style-type: none"> 全体にわたり、受託者の経験と実績に基づき、現実的な計画を提案すること。 県側の作業負担を必要最低限にするための配慮と工夫を盛り込んだ提案とすること。 		10
		2 課題解決へのアプローチ	2	<ul style="list-style-type: none"> 本業務によって現行システムの課題をどのように解決するか提案し、その理由を説明すること。 県と受託者の役割分担について明確に提示すること。 		10
	2 会社概要	1 会社概要	3	<ul style="list-style-type: none"> 会社の略歴、経営規模、主な事業内容について説明すること。(具体的な社名や所在地は伏せること) 本業務の実施に当たって発揮できる、受託者の有する強みについて提示すること。 		5
	3 受託者の類似業務の実績	1 現行システムの調査・分析	4	<ul style="list-style-type: none"> COBOL言語を使用した情報システムの解析業務を履行した実績について提示すること。 上記のうち、都道府県の給与システムを解析した実績がある場合は優先的に提示すること。 	○	10
		2 次期システムの構築計画	5	<ul style="list-style-type: none"> Javaなどのオブジェクト指向言語によるシステムの基本設計を履行した実績について提示すること。 上記のうち、都道府県の給与システムを設計した実績がある場合は優先的に提示すること。 	○	10
2 業務の実施条件						
	1 プロジェクト実施体制	1 プロジェクト実施体制	6	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の実施体制案(県側メンバーを含む)について提示すること。 	○	10
		2 受託者側プロジェクトメンバー	7	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトのリーダー及び主要な構成員について提示すること。 上記メンバーの氏名、役割、保有資格及び経験・スキルについて提示すること。 	○	10
	2 プロジェクト管理業務	1 プロジェクト管理業務	8	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の管理手法について提示すること。 定例会において検討すべきと考える項目とその範囲及び深度について提示すること。 上記について、主催者としてどのような手法により検討を進めていくか提案すること。 特に課題管理については管理手法、課題解決に向けた手順の提示と併せて、サンプルを提示すること。 	○	10
3 業務内容の詳細						
	1 現行システムの調査業務	1 全般	9	<ul style="list-style-type: none"> 現行システムの調査に当たり、全体的な手法と手順の概要について提示すること。 想定している効果について提示し、その理由について説明すること。 	○	10
		2 アプリケーションの調査	10	<ul style="list-style-type: none"> 受託者の知見により、本業務の目的を達成するために必要と考える調査項目を提示すること。 上記に対する調査手法と工程について、具体的に提示すること。 	○	15
		3 業務フローの調査	11	<ul style="list-style-type: none"> 調査手法と工程について、具体的に提示すること。 必要に応じてサンプルを提示するなど、手法の有効性についてわかりやすく説明すること。 	○	10
		4 必要帳票の調査	12	<ul style="list-style-type: none"> 現在の運用で実際に出力している帳票を特定するための手法について、具体的に提示すること。 調査対象の帳票には電子帳票を含めること。 必要に応じてサンプルを提示するなど、手法の有効性についてわかりやすく説明すること。 	○	10
		5 必要ファイルの調査	13	<ul style="list-style-type: none"> 現在の運用で実際に使用しているファイルを特定するための手法について、具体的に提示すること。 入力、出力、連携及び保存など、全ての用途のファイルを調査対象とすること。 必要に応じてサンプルを提示するなど、手法の有効性についてわかりやすく説明すること。 	○	10
		6 例外的処理の調査	14	<ul style="list-style-type: none"> 例外処理を調査する目的と効果について、具体的に明示すること。 どのような観点で原因分析と課題整理を行うか明示すること。 	○	10

大区分	中区分	小区分	項番	提案書記述内容の条件	必須	配点
		7 設計・構築費用の検証	15	<ul style="list-style-type: none"> ・県が算出した設計・構築に要する概算費用の妥当性を検証するための手法を提示すること。 ・上記手法の有効性と誤差レベルについて説明すること。 	○	5
		8 追加提案	16	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様で述べた調査に加えて、現行システムの調査に関して優れた提案があれば記述すること。 ・追加提案は、本調達の対象範囲内の業務として契約締結時の仕様に加え、必ず履行すること。 		5
	2 次期システムの機能決定業務	1 全般	17	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの機能要件決定に対する受託者の基本的な考え方を提示すること。 ・上記を踏まえ、次期システムの機能決定のために実施すべき事項について、具体的に提示すること。 ・機能決定業務において発生すると思われる課題とその対応策について、具体的に提示すること。 	○	10
		2 現行システムの課題抽出	18	<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムの実装機能を量的、質的に選別するための手法と工程について、具体的に提示すること。 ・必要に応じてサンプルを提示するなど、手法の有効性についてわかりやすく説明すること。 	○	10
		3 次期システム機能要件の調査	19	<ul style="list-style-type: none"> ・次期システムの機能要件を過不足なく把握するための調査手法と工程について、具体的に提示すること。 ・必要に応じてサンプルを提示するなど、手法の有効性についてわかりやすく説明すること。 	○	15
		4 必要帳票の一覧化	20	<ul style="list-style-type: none"> ・次期システムの出力帳票を必要最低限に絞るための手法について、具体的に提示すること。 ・必要に応じてサンプルを提示するなど、手法の有効性についてわかりやすく説明すること。 	○	10
		5 必要ファイルの一覧化	21	<ul style="list-style-type: none"> ・次期システムのEUC用出力ファイルを必要最低限に絞るための手法について、具体的に提示すること。 ・必要に応じてサンプルを提示するなど、手法の有効性についてわかりやすく説明すること。 	○	10
		6 追加提案	22	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様で述べた業務に加えて、次期システムの機能決定に関して優れた提案があれば記述すること。 ・追加提案は、本調達の対象範囲内の業務として契約締結時の仕様に加え、必ず履行すること。 		5
	3 次期システム構築基本計画の策定業務	1 全般	23	<ul style="list-style-type: none"> ・システム構築基本計画策定に対する受託者の基本的な考え方を提示すること。 ・上記を踏まえ、次期システムの構築基本計画策定に必要な事項について、具体的に提示すること。 ・基本計画策定業務において発生すると思われる課題とその対応策について、具体的に提示すること。 	○	10
		2 次期システムの要件定義	24	<ul style="list-style-type: none"> ・次期システムの開発費用を正確に見積もるための要件定義について、具体的な手法を提示すること。 ・非機能要件の定義について、受託者の考え方を提示すること。 	○	10
		3 開発方式の検討	25	<ul style="list-style-type: none"> ・開発方式の選定に関する受託者の考え方を提示すること。 ・上記の実施に当たり、具体的な手法と留意事項について提示すること。 	○	10
		4 導入計画の検討	26	<ul style="list-style-type: none"> ・導入計画の検討に当たり、受託者が重要と考える要素とその理由について説明すること。 ・上記の実施に当たり、具体的な手法と留意事項について提示すること。 ・工程管理について先進事例や、運用管理ツールの活用など具体例を交えて有効な手法を提示すること。 	○	10
		5 構築基本計画の策定	27	<ul style="list-style-type: none"> ・構築基本計画の策定手順について、受託者の考え方を説明すること。 ・上記の実施に当たり、関係者との調整事項など必要となる情報について提示すること。 	○	15

大区分	中区分	小区分	項番	提案書記述内容の条件	必須	配点	
		6 調達仕様書案の作成	28	<ul style="list-style-type: none"> ・調達仕様書の作成手法について、受託者の考え方を説明すること。 ・上記の実施に当たり、具体的な手法と留意事項について提示すること。 	○	15	
		7 設計・構築費用の算出	29	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム開発における費用見積もりの手法について、受託者の考え方を説明すること。 ・本業務において採用を予定している見積もり手法について、具体的に提示すること。 	○	10	
		8 追加提案	30	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様で述べた業務に加えて、新システム構築基本計画の策定に関して優れた提案があれば記述すること。 ・追加提案は、本調達の対象範囲内の業務として契約締結時の仕様に加え、必ず履行すること。 		5	
	4 庁内会議体の運営支援	1 給与管理システム等再構築委員会	31	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者が想定する作業内容について、具体的に提示すること。 ・上記作業にかかる人員と体制について提示すること。 		5	
		2 給与管理システム等再構築作業部会	32	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者が想定する作業内容について、具体的に提示すること。 ・上記作業にかかる人員と体制について提示すること。 		5	
4 成果物に関する要件							55
	1 現行システムの調査分析業務の成果物	1 成果物一覧	33	<ul style="list-style-type: none"> ・「3-1 現行システムの調査業務」に関する成果物について、一覧化すること。 ・上記について、成果物ごとに「内容」「納期」「作成の理由」を記述すること。 ・成果物のサンプルを提示すること。 	○	15	
	2 新システムの機能決定業務の成果物	1 成果物一覧	34	<ul style="list-style-type: none"> ・「3-2 次期システムの機能決定業務」に関する成果物について、一覧化すること。 ・上記について、成果物ごとに「内容」「納期」「作成の理由」を記述すること。 ・成果物のサンプルを提示すること。 	○	15	
	3 新システム構築基本計画の策定業務の成果物	1 成果物一覧	35	<ul style="list-style-type: none"> ・「3-3 新システム構築基本計画の策定業務」に関する成果物について、一覧化すること。 ・上記について、成果物ごとに「内容」「納期」「構築時における用途」を記述すること。 ・成果物のサンプルを提示すること。 	○	20	
	4 庁内会議体の運営支援の成果物	1 成果物一覧	36	<ul style="list-style-type: none"> ・「3-4 庁内会議体の運営支援」に関する成果物について、一覧化すること。 ・上記について、成果物ごとに「内容」「納期」を記述すること。 ・成果物のサンプルを提示すること。 	○	5	
技術点合計							360

告示

埼玉県告示第五百八十号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号。以下「条例」という。）第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり行う。

平成二十九年五月二日

埼玉県知事 上田清司

一 試験方法並びに試験期日及び試験会場

イ 学科試験

平成二十九年八月十五日（火）

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十七番十五号

さいたま商工会議所四階第二・三会議室

ロ 実技試験

平成二十九年八月十七日（木）

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町二丁目五番地

国際学院埼玉短期大学

二 試験科目

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成十五年埼玉県規則第八十三号）第四条各号に掲げる試験科目

三 受験資格

条例第五条に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

平成二十九年埼玉県ふぐ調理師試験実施要領に規定する受験願書等

ロ 試験手数料

一万八千二百円を受験願書等の提出時に納付すること。

ハ 出願期日及び提出場所

平成二十九年七月六日（木）及び同月七日（金）

午前十時から午後四時まで

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県衛生会館五一一会議室

ニ 受験願書等の提出方法

提出場所へ直接持参すること。郵送による提出は認めない。

五 平成二十九年埼玉県ふぐ調理師試験実施要領及び受験願書の交付場所

埼玉県保健医療部食品安全課及び埼玉県各保健所

さいたま市保健福祉局保健部食品・医薬品安全課及びさいたま市保健所（大宮市場内の食品衛生課市場監視係を含む。）

川越市保健所

越谷市保健所

六 合格発表

平成二十九年九月二十二日（金）午前九時に埼玉県庁本庁舎一階南側エレベ

ーター前掲示板及び埼玉県保健医療部食品安全課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に郵送で合否を通知する。

告示

埼玉県告示第五百八十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げると畜場におけると畜検査手数料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十九年五月二日

埼玉県知事 上田清司

と畜場の名称	受託者の住所・名称及び代表者氏名	委託期間
川口食肉荷受株式会社	埼玉県川口市領家四丁目七番十八号 川口食肉荷受株式会社 代表取締役 石井 一雄	平成二十九年四月 一日から 平成三十年三月 三十一日まで
県北食肉センター	埼玉県熊谷市下増田百七十三番地 県北食肉センター協業組合 理事長 中村 光一	
本庄食肉センター	埼玉県本庄市杉山百十五番地 協業組合本庄食肉センター 代表理事 増野 幸男	
北埼玉食肉センター	埼玉県加須市大字平永千四十七番地 北埼玉食肉センター事業協同組合 理事長 高鳥 義幸	

告示

埼玉県告示第五百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
入間第二用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏
名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十九年五月二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住 所
理事	齊藤修	埼玉県狭山市狭山五番十五号
同	鈴木弘	川越市豊田本二丁目十七番地三
同	山崎順一	同 大字北田島百四番地
同	山下敏郎	飯能市大字平松二百五十番地一
同	島村芳孝	日高市大字高萩二千七十番地二
同	金子健	同 同 大谷沢三百二十四番地
同	古谷喜三郎	狭山市笹井二丁目三十番十七号
同	宇佐美日出夫	同 柏原七百六番地の三
同	小岩井義則	日高市大字中鹿山三百六十六番地
監事	栗原勝	川越市大字山城六十一番地
同	久保田慎一	狭山市柏原千六百八十二番地
同	安藤俊吾	日高市大字高萩二百六十三番地

二 退任

職名	氏名	住 所
理事	齊藤修	埼玉県狭山市狭山五番十五号
同	鈴木弘	川越市豊田本二丁目十七番地三
同	利根川政義	同 大字北田島百四十二番地
同	山下敏郎	飯能市大字平松二百五十番地一
同	島村芳孝	日高市大字高萩二千七十番地二
同	平野明雄	狭山市笹井三丁目二十六番十一号
同	宇佐美日出夫	同 柏原七百六番地の三
同	水村治雄	日高市大字下鹿山二十四番地
監事	栗原勝	川越市大字山城六十一番地
同	滝田早苗	飯能市大字双柳五百七十二番地
同	金子健	日高市大字大谷沢三百二十四番地

告示

埼玉県告示第五百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
新方領用悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の
氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	小島 秀 磨	埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸千六百三十四番地六
同	鈴木 勝 男	同 同 大野島四百三十一番地
同	内 田 勝 康	春日部市一ノ割六百八十七番地
同	関 根 孟	同 増田新田三十七番地
同	田 島 正 雄	同 谷原一丁目八番地五
同	小谷野 正	同 南中曾根六百五十九番地二
同	関 根 清	越谷市大字平方千八百十六番地
同	宇 田 豊 治	同 同 大里六百四十二番地
同	川 鍋 登	同 同 向畑六百四十五番地
同	川 島 二 六	同 同 大道二百五十八番地
同	島 村 玲 郎	同 同 大竹四百三十八番地
監事	三 次 宣 夫	さいたま市岩槻区大字増長百十六番地
同	臼 倉 善 雄	春日部市下大增新田三百十三番地
同	染 谷 佑 利	同 越谷市大字大吉九百八十五番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	中山 輝 男	埼玉県さいたま市岩槻区大字長宮千七十六番地
同	鈴木 勝 男	同 同 大野島四百三十一番地
同	内 田 勝 康	春日部市一ノ割六百八十七番地
同	関 根 孟	同 増田新田三十七番地
同	田 島 正 雄	同 谷原一丁目八番地五
同	小谷野 正	同 南中曾根六百五十九番地二
同	小 川 進	同 越谷市大字平方六十番地
同	宇 田 豊 治	同 同 大里六百四十二番地
同	川 鍋 登	同 同 向畑六百四十五番地

告示

埼玉県告示第五百八十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在地	面積（平方メートル）
飯嶋 竹夫	埼玉県熊谷市板井六百五十五番地	埼玉県熊谷市三本字宮裏六十一番ほか一筆	五、五九三
株式会社太陽ファーム奈良	埼玉県熊谷市下奈良五百五十二番地三	埼玉県熊谷市中奈良字切新田千七百九番三ほか二筆	三、九六一
農事組合法人小原営農	埼玉県熊谷市小江川二千八十七番地七	埼玉県熊谷市小江川字平八番ほか二十七筆	二六、八八〇
森 翔吾	埼玉県熊谷市新島二百番地十四	埼玉県熊谷市中奈良字明戸千五百四十三番ほか三筆	三、五七〇
宇津木 俊昭	埼玉県秩父市下吉田二千九十六番地十六	埼玉県秩父市下吉田字釜ノ上四千百四番一ほか一筆	一、一六六
相澤 初夫	埼玉県加須市平永四百六十一番地	埼玉県加須市戸崎字鍵谷七百二十六番一ほか五筆	五、三三八

渋谷 一弘	栗原 肇	鎌田 武	鎌田 明	白倉 恵一	今泉 光弘	今泉 隆夫	阿部 弘正	阿部 宗治	阿部 信一	青木 春夫
埼玉県加須市鴻荃 二千二百三十六番 地九	埼玉県加須市細間 千百十八番地	埼玉県加須市戸崎 四百八十二番地	埼玉県加須市戸崎 四百九十三番地	埼玉県加須市戸崎 二百四十五番地	埼玉県加須市戸崎 四百五十七番地	埼玉県加須市戸崎 四百四十三番地	埼玉県加須市戸崎 五百七十番地	埼玉県加須市戸崎 四百九十二番地	埼玉県加須市戸崎 三百九十一番地	埼玉県加須市戸崎 二百四十番地
埼玉県加須市戸崎 字城附六百七十二 番一ほか一筆	埼玉県加須市細間 字根付三百七十番 二ほか二筆	埼玉県加須市戸崎 字城附四百二十八 番一ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字城附四百四十番 一ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百五十七 番一	埼玉県加須市戸崎 字城附四百七十四 番一ほか二筆	埼玉県加須市戸崎 字城附四百二十三 番一ほか五筆	埼玉県加須市戸崎 字城附六百四十九 番一ほか二筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百十七番 一ほか三筆	埼玉県加須市戸崎 字城附六百二十番 一ほか五筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百三十二 番一
一、一三八	三、三五一	一、一八九	一、六八六	一、九一三	二、五六〇	四、三六〇	二、五六七	二、一七九	五、〇二九	九五九

株式会社壽農園	岩崎 好男	岩崎 新一	アサヒ農研株式 会社	アグリグリーン 株式会社	渡邊 克行	有限会社早川農 場	藤間 牧雄	長濱 清茂	筑 洋一	正能 芳友
埼玉県鴻巣市郷地 八百三十四番地	埼玉県鴻巣市笠原 二千百九十四番地 二	埼玉県鴻巣市郷地 二千六百八十六番 地二	埼玉県鴻巣市北根 千六百四十三番地	埼玉県久喜市菖蒲 町小林三千四百十 一番地一	埼玉県加須市戸崎 百二十一番地	埼玉県加須市平永 八百二十三番地一	埼玉県加須市戸崎 三百七十七番地	埼玉県加須市戸崎 三百八十四番地	埼玉県加須市戸崎 二百七十二番地	埼玉県加須市戸崎 二百四番地イ号
埼玉県鴻巣市郷地 字下郷地九百二十 六番一ほか四十四 筆	埼玉県鴻巣市郷地 字中谷二千百三十 二番一ほか五筆	埼玉県鴻巣市郷地 字小宮浦二千四百 七十番ほか五筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根三百五十番 一ほか四十二筆	埼玉県鴻巣市赤城 字大和田九百四十 七番ほか二十八筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百七十二 番一ほか四十一筆	埼玉県加須市戸崎 字城附六百五十三 番一ほか七筆	埼玉県加須市戸崎 字城附六百六番一 ほか六筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百八十三 番一ほか六筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百三番一 ほか四筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百八十四 番一ほか四筆
三一、七七〇	四、一四八	六、三九六	三二、六〇七	五二、四八九	三五、二八九	六、七一九	五、九二九	三、二二〇	三、八四四	四、〇六六

関口 昌昭	亀田 康好	押田 孝夫	大野 寛	石川 博康	農業生産法人株 式会社彩野グ リーンファーム	大橋 一幸	三ツ木 宏之	肥留川 浩	鈴木 少一	小林 洋一
埼玉県坂戸市大字 浅羽千四百五十六 番地	埼玉県坂戸市大字 四日市場四百三十 五番地	埼玉県坂戸市大字 浅羽千四百九十一 番地の一	埼玉県坂戸市大字 北大塚八十八番地	埼玉県坂戸市中富 町六十八番地十一	埼玉県蓮田市大字 笹山五百八十六番 地一	埼玉県北足立郡伊 奈町大字小室九千 二百九十八番地八 グリーンヒルズ二百 二	埼玉県鴻巣市前砂 三百二十五番地	埼玉県鴻巣市郷地 七百八十九番地	埼玉県鴻巣市北根 百七十一番地	埼玉県鴻巣市明用 三百七十五番地
埼玉県坂戸市大字 浅羽字石原千五百 七十番一ほか一筆	埼玉県坂戸市大字 浅羽字場所六百八 十九番二ほか三十 一筆	埼玉県坂戸市大字 浅羽字石原千五百 五十二番一ほか一 筆	埼玉県坂戸市大字 浅羽字場所七百十 七番一ほか五筆	埼玉県坂戸市大字 浅羽字場所六百八 十八番一ほか三筆	埼玉県蓮田市大字 江ヶ崎字下百五十 七番ほか百筆	埼玉県蓮田市大字 駒崎字上郷二百十 三番	埼玉県鴻巣市屈巢 字千本木三千二百 八番ほか九筆	埼玉県鴻巣市郷地 字中谷二千六十七 番二ほか一筆	埼玉県鴻巣市赤城 字下千三百八番一 ほか七十九筆	埼玉県鴻巣市小谷 字三耕地二千二百 四十五番ほか九筆
一、七五八	四四、二〇二	三、一九四	七、三二八	七、六三四	一一九、〇三八	一、三一二	一二、九二四	五、一三二	七三、一四八	一〇、七七〇

清水 茂則	榊 由蔵	木口 和久	折茂 唯久	岩崎 一義	駒林 隼人	浅見 哲也	森田 武	増島 保次	藤野 誠	野口 弘
埼玉県本庄市児玉町宮内千三百五十五番地	埼玉県深谷市西大沼三百六十四番地 エンブレム三百二一	埼玉県児玉郡神川町大字新里千六百八十九番地	埼玉県児玉郡神川町大字原新田十二番地一	埼玉県児玉郡神川町大字八日市三百三十一番地五	埼玉県比企郡川島町大字下小見野七十七番地二一	埼玉県比企郡川島町大字中山千百五十二番地	埼玉県坂戸市大字浅羽九百七十四番地	埼玉県坂戸市大字浅羽千二百二十六番地	埼玉県坂戸市大字浅羽九百八十六番地	埼玉県坂戸市大字浅羽九百七十五番地二
埼玉県児玉郡神川町大字新里字池下五十二番ほか十六筆	埼玉県児玉郡神川町大字八日市字向町千八百八十五番	埼玉県児玉郡神川町大字新里字下羽根倉千九百五十七番一	埼玉県児玉郡神川町大字八日市字反り町千二百八十六番	埼玉県児玉郡神川町大字新里字上羽根倉千九百八十四番ほか一筆	埼玉県比企郡川島町大字下小見野字辻ヶ谷戸町三十九番	埼玉県比企郡川島町大字中山字六地藏五百七十五番一ほか四十六筆	埼玉県坂戸市大字浅羽字場所七百七十七番ほか二筆	埼玉県坂戸市大字浅羽字場所七百九十番ほか一筆	埼玉県坂戸市大字浅羽字内出八百三十番ほか四筆	埼玉県坂戸市大字浅羽字内出八百九十三番二ほか一筆
一〇、〇四七	一、六一〇	九〇三	二、五一三	二、六七四	一、七三二	三七、八七五	四、七二四	二、七四一	六、〇一〇	二、〇七九

高橋 文彦	埼玉県児玉郡神川町大字新里千六百八十番地	埼玉県児玉郡神川町大字新里字中北原七百三十三番ほか二筆	六、六八四
中井 健一	埼玉県児玉郡神川町大字新里二千七百九十八番地二一	埼玉県児玉郡神川町大字新里字保木野境九百二十三番ほか五筆	五、九七五
主山 義雄	埼玉県児玉郡神川町大字新里千八百十二番地	埼玉県児玉郡神川町大字新里字西北原五百八十三番	四九六
町田 とよ子	埼玉県児玉郡神川町大字新里三百十五番地一	埼玉県児玉郡神川町大字新里字北塚原三百七十七番ほか八筆	一二、三〇〇
町田 満壽穂	埼玉県児玉郡神川町大字新里二千三百七十六番地	埼玉県児玉郡神川町大字新里字池下一番ほか二十筆	三〇、四三〇
茂木 宏之	埼玉県児玉郡神川町大字二ノ宮二百八十一番地	埼玉県児玉郡神川町大字新里字池下九番ほか二筆	四、一三八

二 申請年月日

平成二十九年四月二十一日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十九年五月二日から平成二十九年五月十六日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第五百八十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十九年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十九年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

株式会社東京高英

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県新座市馬場一丁目十一番地二十

ハ 代表者の氏名

原田 充子

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十八）第七〇一四四号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

ロ 停止を命ずる期間

平成二十九年五月十日から五月十二日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社東京高英は、東京都品川区内の民間工事において、法第三条第一項の規定に違反して、同項の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第一条の二に定める金額以上となる建設工事を請け負った。

このことは、法第二十八条第二項第二号に該当する。

告 示

埼玉県告示第五百八十六号

昭和四十四年埼玉県告示第七百三号により公示した県道路線の認定に係る松原団地停車場線の路線名及び起点を次のように変更する。

平成二十九年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

起 点	路 線 名	変 更 事 項
松原団地停車場	松原団地停車場線	変 更 前
獨協大学前停車場	獨協大学前停車場線	変 更 後

告示

埼玉県告示第五百八十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十九年五月二日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十九年四月二十七日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
八木 幹夫	二級建築士	埼玉県知事登録第一六五二二号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法第二十二條の二に規定する講習を期間内に受講しなかった。

告 示

埼玉県告示第五百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ヘリコプターテレビシステム機上設備の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年2月1日（木）から平成37年1月31日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部地域部地域課航空隊長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月13日（火）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月12日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月13日（火）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成29年6月13日（火）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年6月2日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年5月8日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Aircraft System for Helicopter Television 1 set

(2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:20 a.m. June 13,2017 By mail;5:00 p.m. June 12,2017 In person;10:20 a.m. June 13,2017

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県教委告示第十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年五月二日

埼玉県教育委員会教育長職務代理者

埼玉県教育委員会委員 岩 本 育 子

一 日時

平成二十九年五月十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則について

ロ その他

告 示

埼玉県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき、平成二十九年度あつせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により公示する。

平成二十九年五月二日

埼玉県労働委員会会長 野 崎 正

氏名	現職	主要経歴
野崎 正	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉弁護士会副会長
藤本 茂	法政大学法学部教授、 埼玉県労働委員会公益委員	神奈川労働局紛争調整委員会委員（現職）
設楽 あづさ	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	最高裁判所司法研修所教官職
今井 眞弓	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	東京法務局訟務部付
清水 邦夫	埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県危機管理防災部長
牧田 晴充	U Aゼンセン埼玉県支部支部長、 埼玉県労働委員会労働者委員	U Iゼンセン同盟鹿児島県支部支部長
浅見 明良	N T T労働組合北関東信越総支部執行委員長、 埼玉県労働委員会労働者委員	N T T労働組合北関東総支部執行委員長
藤田 省吾	埼玉県医療介護労働組合連合会書記長、 埼玉県労働委員会労働者委員	全日本赤十字労働組合連合会中央執行委員
持田 明彦	自治労埼玉県本部中央執行委員長、 埼玉県労働委員会労働者委員	自治労小川町職員労働組合委員長
近藤 嘉	全国本田労働組合連合会副会長、 埼玉県労働委員会労働者委員	自動車総連埼玉地協議長（現職）
安原 好夫	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会参事、 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行上海支店長
斎藤 実	株式会社イーシティ埼玉顧問、 埼玉県労働委員会使用者委員	A G S株式会社代表取締役副社長
芦葉 武尊	株式会社芦葉建設代表取締役、 埼玉県労働委員会使用者委員	埼玉県商工会青年部連合会会長
廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会常務理事・ 事務局長、 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行秩父支店長
平石 正治	有限会社乾特殊鑄造所代表取締役、 埼玉県労働委員会使用者委員	川口鑄物工業協同組合業務委員長（現職）
土田 保浩	埼玉県労働委員会事務局長	
發知 和弘	埼玉県労働委員会副事務局長兼審査調整課長	
安永 陽子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
弥勒寺 学	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
小川 典子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
奥野 はるか	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
古庄 桃子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
宮地 博昭	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	